小山栃木都市計画区域区分の変更(案)

令和7 (2025) 11月

栃 木 県

# 小山栃木都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」変更する。

# 2 人口フレーム

| 区分       | 年 次    | 令和2年     | 令和12年    |  |  |
|----------|--------|----------|----------|--|--|
| 都市計画区域内。 | 人口     | 400.8 千人 | 382.0 千人 |  |  |
| 市街化区域    | 为人口    | 279.9 千人 | 271.0 千人 |  |  |
| 配分する     | 人口     | _        | 267.4 千人 |  |  |
| 保留する     | 人口     | _        | 3.6 千人   |  |  |
|          | (特定保留) | _        | _        |  |  |
|          | (一般保留) | _        | 3.6 千人   |  |  |

(理由)

別紙のとおり

# 小山栃木都市計画区域区分新旧対照表

| (新)   |           |    |        | (旧)      |         |           |  |          |         |         |          |
|-------|-----------|----|--------|----------|---------|-----------|--|----------|---------|---------|----------|
| 年次 区分 |           | 年次 | 令和2年   | 令和12年    |         | 年次 区分     |  | 年次       | 平成27年   | 令和7年    |          |
| 都     | 都市計画区域内人口 |    | 画区域内人口 | 400.8千人  | 382.0千人 | 都市計画区域内人口 |  | 面区域内人口   | 404.5千人 | 389.8千人 |          |
|       | 市         | ז街 | 化区域内人口 | 279. 9千人 | 271.0千人 | F人        |  | 5街化区域内人口 |         | 278.9千人 | 273.7千人  |
|       |           | Ē  | 配分する人口 | 1        | 267.4千人 |           |  |          | 2分する人口  |         | 272. 2千人 |
|       |           | ſ  | 呆留する人口 | ı        | 3.6 千人  |           |  |          | 保留する人口  | 1       | 1.5千人    |
|       |           |    | (特定保留) | ı        | I       |           |  |          | (特定保留)  | 1       | _        |
|       |           |    | (一般保留) | _        | 3.6 千人  |           |  |          | (一般保留)  | _       | 1.5千人    |

本書は、小山栃木都市計画区域区分を変更する理由を示したものである。

#### 1 位置と現状

小山栃木都市計画区域は県南部に位置し、3市1町で構成された広域都市計画区域で、 隣接県を含めた広域的な東西、南北交通の要衝に位置しており、人口・産業集積が宇都宮 都市計画区域に次いで高い地域である。区域の西部に栃木市、東部に小山市、北東部に下 野市が位置している。近年は、首都圏からの近接性をいかした工業団地の整備や企業誘致 により工業が発展した。また、新幹線駅周辺は、首都圏の通勤圏として住宅地の開発が行 われてきた。

本都市計画区域の工業の状況は、令和3 (2021) 年の製造品出荷額は21,863 億円であり(西方都市計画区域を含む)、そのうち、栃木市は8,964 億円(40.2%)、小山市は10,096 億円(45.3%)、下野市は1,633 億円(7.3%)を占めており、東北新幹線の停車駅や東北自動車道のICをはじめ、国道50号と新4号国道の交通結節点であるなど交通利便性が非常に優れていることから、更なる工業系の土地利用の増大が見込まれている。

そのような中、本区域内の栃木市では産業団地が18箇所されているが、すべての区画が分譲済みである。このため、今後増大が見込まれる工業系用地需要に対する土地確保が必要となっている。

今回、区域区分の変更を行う区域となる、栃木市栃木インター北地区は、東北自動車道 栃木 IC から北へ500m に位置し、交通アクセス性に優れる地区であり、本地区と道路を 挟んだ西側は既に産業団地として工業地が形成されている。

栃木市惣社東産業団地周辺地区は、主要地方道宇都宮栃木線沿いに位置し、交通条件に 恵まれている地区である。

小山市小山東部第二工業団地地区は、市の北東部にあり、北関東自動車道上三川 IC や 圏央道五霞 IC にアクセスできる交通利便性の高い地区である。

下野市自治医科大学地区は、JR 宇都宮線自治医科大学駅から北東へ 500mに位置し、 市街化区域に隣接した地区である。

### 2 変更の理由

本地区の現状を踏まえ、次の理由により都市計画を変更する。

## 1) 区域区分の変更〈栃木県決定〉

栃木市栃木インター北地区では、市を事業主体とした産業団地の開発が確実となったことから、都市的土地利用と農業的土地利用の区分を明確にし、合理的な土地利用を図るため、市街化区域に編入するものである。

総社東産業団地周辺地区は、平成12年に造成された惣社東産業団地に隣接しており、 当該団地と一体的な土地利用を形成していることから、都市的土地利用と農業的土地利用 の区分を明確にし、合理的な土地利用を図るため、市街化区域に編入するものである。 小山市小山東部第二工業団地地区は平成 29 年に地区計画を策定し、南側に隣接する小山東部工業団地と一体的な産業団地を形成していることから、都市的土地利用と農業的土地利用の区分を明確にし、合理的な土地利用を図るため、市街化区域に編入するものである。

下野市自治医科大学地区は、昭和 47 年の自治医科大学の開学以降、大学施設用地として開発されており、隣接する市街化区域と一体的な市街地を形成していることから、都市的土地利用と農業的土地利用の区分を明確にし、合理的な土地利用を図るため、市街化区域に編入するものである。

## 3 変更の内容

次のように都市計画を変更する。

| 市街化区域に編入する地区 | 規模       |  |  |
|--------------|----------|--|--|
| 栃木インター北地区    | 約 26.6ha |  |  |
| 惣社東産業団地周辺地区  | 約 0.5ha  |  |  |
| 小山東部第二工業団地地区 | 約 10.4ha |  |  |
| 自治医科大学地区     | 約 52.6ha |  |  |
| 計            | 約 90.1ha |  |  |















